

一般廃棄物処理手数料徴収事務委託契約書（案）

委託者 浦添市長 松本哲治（以下「甲」という。）と 受託者
（以下「乙」という。）との間に一般廃棄物処理手数料徴収事務の委託に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する規程及びその他の関係法令を遵守し、誠実に業務を実施しなければならない。

2 甲は、乙に浦添市が指定するごみ袋、粗大ゴミ処理券（以下「指定袋等」という。）を預託するものとする。

3 乙は、甲から預託された指定袋等を販売することにより、一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を徴収し、浦添市に納付する業務を行うものとする。

4 甲は、乙に手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約の期間は、令和8年 月1日から令和9年3月31日までとする。

（手数料）

第3条 乙が指定袋等を販売することにより徴収する手数料の額は、次のとおりとする。

種 別	規 格	手数料の額
指 定 袋	大	30 円/枚
指定袋（取っ手付き）	大	32 円/枚
指 定 袋	中	22 円/枚
指定袋（取っ手付き）	中	24 円/枚
指 定 袋	小	17 円/枚
指定袋（取っ手付き）	小	18 円/枚
粗大ゴミ処理券	ステッカー(大)	600 円/枚
粗大ゴミ処理券	ステッカー(小)	300 円/枚

（委託料）

第4条 甲が乙に支払う委託料は、次の表により算定した額に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

種 別	規 格	委託料の額
指 定 袋	大	5.5 円/枚
指定袋（取っ手付き）	大	5.5 円/枚
指 定 袋	中	5.1 円/枚
指定袋（取っ手付き）	中	5.1 円/枚
指 定 袋	小	5 円/枚
指定袋（取っ手付き）	小	5 円/枚
粗大ゴミ処理券	ステッカー(大・小)	30 円/枚

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条による。

(指定袋等の販売)

第6条 乙は、市民が指定袋等を容易に購入できる体制の整備に努めなければならない。

(指定袋等の受領及び管理)

第7条 乙は、指定袋等を受領したときは、速やかに甲に対して受領書の写しを提出しなければならない。

2 乙は、受領した指定袋等について、変質又は破損することがないように適正に管理しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、販売した指定袋等の数量を毎月種別ごとに集計して翌月10日までに甲に報告するものとする。

(手数料の納付)

第9条 甲は、前条に定める報告に基づき、乙に当月分の手数料を遅滞なく納付請求するものとし、乙は、納付請求のあった日から30日以内に納付するものとする。

(委託料の支払い)

第10条 乙は、前条の手数料を納付したときは、甲に対して当該月の委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、これを受理した日から20日以内に、乙に委託料を支払うものとする。

(費用弁償)

第11条 乙は、過失によって預託を受けた指定袋を破損し又は紛失したときは、第3条に定める手数料に相当する額を弁償しなければならない。

(甲の解除権等)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由が無く業務着手を遅延したとき。

(2) 契約の履行を怠ったとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 事由なしに契約の解除を申し出たとき。

(4) 関係法令、規則等に違反したとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反しその違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除された場合、解除によって受ける甲の損害を賠償するものとし、賠償額は甲が定める。

(乙の解除権等)

第13条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が委託料の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告してもなお支払いに応じないとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を遂行することが不可能になったとき。

2 甲は、前項の規定により、契約を解除した場合、解除によって受ける乙の損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議してこれを定める。

(指定袋等の返還)

第 14 条 乙は、前条により契約を解除されたとき又は契約の期間が満了したときは、指定袋等を速やかに甲に返還しなければならない。

(疑義等の決定)

第 15 条 この契約に定めのない事項及び発生した疑義については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 1 日

甲 浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市
浦添市長 松本 哲治

乙 商 号
所在地
代表者